



埼玉県報

第473号
令和5年(2023年)
12月12日
火曜日

目次

規則

- 浄化槽法施行細則の一部を改正する規則（水環境課）

告示

- さいたま都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 川口都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 川越都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 狭山都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 志木都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 入間都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 森林法第189条の規定に基づく告示（森づくり課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- さいたま都市計画道路事業の事業認可（道路街路課）
- 入間都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 川口都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- さいたま都市計画ごみ焼却ごみ処理場の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 令和5年度埼玉県立特別支援学校3校コンピュータ教室用機器等賃貸借に関する入札公告（ICT教育推進課）
- 県道内田ヶ谷鴻巣線の区域の変更（北本県土整備事務所）
- 県道内田ヶ谷鴻巣線の供用の開始（北本県土整備事務所）
- 建築基準法第42条第1項第5号に基づく道路の位置の指定（熊谷建築安全センター）
- 公職選挙法に基づく個人演説会等施設の指定（選挙管理委員会）
- 令和5年12月1日現在における選挙人名簿登録者数の50分の1の数等（選挙管理委員会）
- 公職選挙法に基づく個人演説会等施設の指定（選挙管理委員会）

規 則

浄化槽法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年十二月十二日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第六十三号

浄化槽法施行細則の一部を改正する規則

浄化槽法施行細則（昭和六十年埼玉県規則第六十六号）の一部を次のように改正する。

様式第一号中「㊸」を削り、同様式の備考4を削る。

様式第二号中「㊸」を削り、同様式の備考3を削る。

様式第三号中「㊸」を削り、同様式の備考3を削る。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の浄化槽法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

告 示

埼玉県告示第千四百三十五号

さいたま市からさいたま都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

令和五年十二月十二日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第千四百三十六号

川口市から川口市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

令和五年十二月十二日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第千四百三十七号

川越市から川越都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

令和五年十二月十二日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第千四百三十八号

狭山市から狭山都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

令和五年十二月十二日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第千四百三十九号

志木市から志木都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

令和五年十二月十二日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第千四百四十号

入間市から入間都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

令和五年十二月十二日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第千四百四十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定による通知に係る保安林の所有者のうち次の者の所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により、当該通知の内容を秩父市役所に掲示し、その要旨を次のとおり告示する。

令和五年十二月十二日

埼玉県知事 大野 元裕

一 所在が不明な者の氏名（又は名称）

浅見マサ、阿藤ムラ、荒船晃、内田典昭、大島映子、大島一浩、大島啓介、大島秀夫、加藤ムツノ、金田幸宏、栗島利一、栗島正彦、久米谷健夫、坂本武夫、坂本喜男、鈴木貞、関根安治、高山富子、新田義男、橋本眞一郎、堀内明、堀内一樹、堀内英寿、町田鉞太郎、町田眞作、町田利明、松田孝二、宮下泰男、武藤悦帷、山内健至、山澤幸夫

二 通知の要旨

イ 農林水産大臣から保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったこと。

ロ 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、令和五年十一月十四日付埼玉県告示第千三百四十四号（保安林の指定施業要件の変更予定）によること。

告 示

埼玉県告示第千四百四十二号

測量計画機関である朝霞市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年十二月十二日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

朝霞市

二 作業種類

公共測量（デジタル航空写真）

三 作業地域

朝霞市全域

四 作業期間

令和五年十二月十五日から令和六年三月二十二日まで

告 示

埼玉県告示第千四百四十二号

測量計画機関である行田市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年十二月十二日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

行田市

二 作業種類

公共測量（固定資産現況調査）

カラーデジタル航空写真

三 作業地域

行田市全域

四 作業期間

令和五年十二月二十日から令和六年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第千四百四十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和五年十二月十二日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 施行者の名称

さいたま市

二 都市計画事業の種類及び名称

さいたま都市計画道路事業三・三・一〇〇号 大宮岩槻線

三 事業施行期間

令和五年十二月十二日から令和十二年三月三十一日まで

四 事業地

イ 収用の部分

埼玉県さいたま市見沼区大字東門前、風渡野二丁目及び大字風渡野地内

ロ 使用の部分

なし

告 示

埼玉県告示第千四百四十五号

入間市から入間都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和五年十二月十二日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第千四百四十六号

川口市から川口市計画道路の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和五年十二月十二日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第千四百四十七号

さいたま市からさいたま都市計画ごみ焼却ごみ処理場の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和五年十二月十二日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第千四百四十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和五年十二月十二日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

令和5年度埼玉県立特別支援学校3校コンピュータ教室用機器等賃貸借一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

令和6年3月25日(月)から令和11年3月24日(土)まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 履行場所

埼玉県教育局県立学校部ICT教育推進課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示(令和4年埼玉県告示第747号)に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

- (5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県教育局県立学校部 ICT教育推進課企画・総合調整担当 鯉沼 電話048-830-6640 電子メールa6640-03@pref.saitama.lg.jp

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和6年1月16日（火）午前10時30分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和6年1月15日（月）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和6年1月16日（火）午前10時30分まで

- (4) 開札の場所及び日時

埼玉県教育局県立学校部 ICT教育推進課 令和6年1月16日（火）午前11時

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項第1号又は第3号の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和6年1月9日（火）午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和5年12月19日（火）までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））

へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased: equipment related to computer rooms for 3 schools.

(2) Time-limit for the tender: By the electronic tender system; 10:30 a.m. January 16, 2024, By registered mail; 5:00 p.m. January 15, 2024, In person; 10:30 a.m. January 16, 2024.

(3) Contact point for the notice: ICT Education Promotion Division, Prefectural Schools Department, Education Bureau, Saitama Prefectural Government, Takasago3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301, Telephone 048-830-6640.

告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和五年十二月十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年十二月十二日

埼玉県北本県土整備事務所長 相 原 秀 行

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 内田ヶ谷鴻巣線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
同市天神四丁目一二四番三地先まで	鴻巣市天神四丁目一二四番一地先から	区 間
一二・八三〇一三・五〇	一二・八〇〇一三・五〇	敷地の幅員 (メートル)
一六・〇〇		延長 (メートル)
		備 考

告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第二十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年十二月十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年十二月十二日

埼玉県北本県土整備事務所長 相 原 秀 行

内田ヶ谷鴻巣線	路線名
鴻巣市天神四丁目一二四番一地先から 同市天神四丁目一二四番三地先まで	供用開始の区間
令和五年十二月十二日	供用開始の期日
令和五年十二月十二日付け埼玉県北本県 土整備事務所長告示第十九号で告示した 道路予定区域の供用開始である。 延長一六・〇〇メートル	備考

告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置の指定を次のとおり行った。

令和五年十二月十二日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 矢部 政実

第七号	指定番号
建築基準法 第四十二条 第一項第五号	指定に係る 道路の種類
令和五年十二月 十二日	指定の年月日
埼玉県大里郡寄居町大字赤浜字上宿原九百三十五番一、九百三十五番四	指定に係る道路の位置
六十四・七六	指定に係る 道路の延長 (単位メートル)
六・〇〇	指定に係る 道路の幅員 (単位メートル)

告示

埼玉県選管告示第七十三号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第三項の規定により、羽生市選挙管理委員会から、同条第一項第三号の施設を次のとおり指定した旨の報告があった。

令和五年十二月十二日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡田 昭文

施設の名称	施設の名称
所在地	埼玉県羽生市中央三丁目七番五号
管理者	羽生市長
収容人員	百人

告示

埼玉県選管告示第七十四号

令和五年十二月一日現在の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項、第七十五条第一項、第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第一項の規定における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数及び三分の一の数は、次のとおりである。

令和五年十二月十二日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡 田 昭 文

一 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数

一二三、一三四人

二 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八条第一項における選挙権を有する者の総数の八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数

八六九、五八三人

三 地方自治法第八十条第一項における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあっては、その四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

選挙区

数

南第一区 草加市	六九、七二七人
南第二区 川口市	一四七、五五四人
南第三区 さいたま市西区	二六、三一四人
南第四区 さいたま市北区	四一、九二四人
南第五区 さいたま市大宮区	三四、五三七人
南第六区 さいたま市見沼区	四六、〇三一人
南第七区 さいたま市中央区	二八、八五三人
南第八区 さいたま市桜区	二六、八八八人
南第九区 さいたま市浦和区	四六、一七〇人
南第十区 さいたま市南区	五二、八五四人

南第十一区	さいたま市緑区	三五、八六七人
南第十二区	さいたま市岩槻区	三一、五六二人
南第十三区	上尾市・伊奈町	七七、〇五六人
南第十四区	桶川市	二一、一八二人
南第十五区	北本市	一八、九三四人
南第十六区	鴻巣市	三三、三三八人
南第十七区	志木市	二一、〇六七人
南第十八区	新座市	四五、八四七人
南第十九区	蕨市	一九、八七二人
南第二十区	戸田市	三七、五六〇人
南第二十一区	朝霞市	三九、六二七人
南第二十二区	和光市	二三、三二二人
西第一区	所沢市	九七、一九四人
西第二区	入間市	四一、一三一人
西第三区	飯能市	二二、三六五人
西第四区	狭山市	四二、五九五入
西第五区	ふじみ野市・三芳町	四二、〇〇一人
西第六区	富士見市	三一、四一三人
西第七区	川越市	九八、〇〇三人
西第八区	日高市	一五、四四四人
西第九区	毛呂山町・越生町・鳩山町	一六、六二一人
西第十区	坂戸市	二七、七六四人
西第十一区	鶴ヶ島市	一九、七九四人
西第十二区	東松山市・川島町・吉見町	三五、九五八人
西第十三区	滑川町・嵐山町・小川町・ときがわ町	二一、五六八人
北第一区	秩父市・横瀬町・皆野町・長瀬町・小鹿野町・東秩父村	二七、三六七人
北第二区	本庄市・神川町・上里町	三三、四五〇人
北第三区	深谷市・美里町・寄居町	五一、七八三人
北第四区	熊谷市	五四、三四八人
東第一区	行田市	二二、三二三人
東第二区	羽生市	一五、〇二三人
東第三区	加須市	三一、四七四人
東第四区	久喜市	四二、五九一人

東第五区	蓮田市	一七、五五三人
東第六区	白岡市・宮代町	二四、二六九人
東第七区	春日部市	六五、八一八人
東第八区	越谷市	九五、四七六人
東第九区	八潮市	二五、三九二人
東第十区	三郷市	三八、七〇一人
東第十一区	幸手市・杉戸町	二六、七〇二人
東第十二区	吉川市・松伏町	二七、八二〇人

告示

埼玉県選管告示第七十五号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第三項の規定により、行田市選挙管理委員会から、同条第一項第三号の施設を次のとおり指定した旨の報告があった。

令和五年十二月十二日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡田 昭文

施設の名称	所在地	管理者	収容人員
行田市教育文化センター	埼玉県行田市佐間三丁目二十四番七号	行田市教育文化センター所長	五百一人